

国連特別報告者による共同コミュニケーションに対する 日本政府回答

2021年3月11日

有害物質及び廃棄物の環境面での適切な管理及び廃棄の人権への影響に関する特別報告者、安全で衛生的、健全かつ持続可能な環境を享受する人権に対する義務の問題に関する特別報告者、食糧の権利に関する特別報告者、平和的集会及び結社の自由に対する権利に関する特別報告者、誰もが得られる最高水準の身体的及び精神的健康を享受する権利に関する特別報告者、国内避難民の人権に関する特別報告者、並びに安全な飲料水と衛生に対する人権に関する特別報告者が在ジュネーブ国際機関代表部宛に送付した2021年1月13日付の情報提供要請を通じて、特別報告者が、我が国の東京電力福島第一原子力発電所（東電福島第一原発）についての取組に関心を寄せていることに留意する。日本政府は、これまで一連のやりとりをした本トピックをアップデートし、特別報告者の正確な理解を促す良い機会と考える。本回答では、まず日本政府の立場を説明し、その後に貴方から寄せられた質問に回答することとしたい。

A 日本政府の立場

a 環境・人権に関する申立てについて

1 日本政府は、以下のために必要な対策に取り組んできており、これからも継続していく。

- ・ 東電福島第一原発の廃炉に向けた取組における環境、人権、健康の保護
- ・ 環境再生、避難指示解除区域における生活環境の整備・向上
- ・ 長期避難者への生活支援
- ・ 帰還困難区域の復興・再生、福島県における産業基盤の構築、被災事業者の自立支援
- ・ 風評被害の払拭
- ・ 農森水産品の慎重なモニタリングによる食の安全の信頼性確保

2 ここで議論しているのは、多核種除去設備（ALPS）等で浄化処理を行ったALPS処理水であり、建屋内で発生した汚染水そのものではない。2020年6月12日付けの前の回答において日本政府が説明したとおり、冷却水と建屋内に浸入する地下水や雨水が混ざることによって発生した水（汚染水）と汚染水が複数の浄化装置で浄化処理された結果できる水（処理水）との間には重要な違いがある。日本政府は、特別報告者の表現において、この他にも事実につい

での誤解（例えば、水の再浄化処理¹、トリチウムの放射線影響²。その他の点について以下の回答を参照）があることを認識するが、以前の回答で述べたことは繰り返さない。

3 2021年3月11日時点で、日本政府が処理水の取扱い方法や、その決定時期を決めたという事実はない。また、日本政府は、環境及び人の健康と安全への影響を最大限考慮しており、建屋内で発生した汚染水そのものを処理せずに環境中に放出することを認めない。仮に、（汚染水ではなく）処理水を環境中に放出する場合には、国内の関連する規制基準を満たしてはじめて実施される。したがって、東京電力は、ALPS等によりトリチウム以外の核種について環境への放出基準値を下回るまで適切に浄化/再浄化し、さらに十分な希釈を実施する。つまり、トリチウム、そしてそのほかすべての放射性物質の濃度は、国際基準に沿って定められている国内の規制基準値よりはるかに薄いものとなる。

4 この文脈において、2020年2月10日に公表されたALPS小委員会の報告書では、水蒸気放出及び海洋放出について、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の手法を用いて公衆への放射線影響の評価を行った結果、仮に現在タンクに貯蔵されている全ての水（860兆ベクレルのトリチウム及びその他の放射性物質を含む）の処分を1年間で実施したとしても、いずれも自然放射線による影響（2.1mSv/年。出所：原子力安全委員会「生活環境放射線」、2011年）の千分の1以下になるとされている。しかし、たとえそうであっても、そのような放出を1年間で実施することは検討されていない。実際には、数十年かけて放出するため、さらに年間の影響は小さくなる。また、このUNSCEARの手法は、海洋生物の摂取による内部被ばくも考慮していることに留意すべきである。

5 日本政府の要請に基づき、国際原子力機関（IAEA）はALPS小委員会の報告書をレビューした。2020年4月2日のレビュー報告書³においては、IAEAレビュー・チームは、特に以下のことを結論づけている。

¹ 処理水が環境中に放出される場合、東京電力は、トリチウム以外の放射性物質について、放出に係る規制基準値を下回るまで再浄化を実施する。さらに、放出前に64種類のすべての核種濃度の確認が行われる旨、「東京電力の多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会報告書を受けた当社の検討素案について（2020年3月24日）」において明記されている。（URLは、

<https://www.tepco.co.jp/en/decommission/progress/watertreatment/images/200324.pdf>）。

東京電力による再浄化試験については、「多核種除去設備等処理水の二次処理性能確認試験結果（終報）（2020年12月24日）」を参照ありたい（URLは、<https://www4.tepco.co.jp/en/decommission/progress/watertreatment/images/201224.pdf>）。

² トリチウムの人体への放射線影響については、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会報告書（2020年2月10日）」を参照ありたい（URLは、https://www.meti.go.jp/english/earthquake/nuclear/decommissioning/pdf/20200210_alps.pdf）。

³ 「IAEAによる東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水管理の進捗状況及び多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会報告書に係るフォローアップレビュー報告書（2020年4月2日）」pp 20-22、強調を追加（URLは、<https://www.iaea.org/sites/default/files/20/04/review-report-020420.pdf>）。

- ・トリチウム分離技術のレビューがトリチウム水タスクフォースでの評価を元に適切に行われたと考える。IAEA 調査団は、ALPS 処理水の濃度と量に見合ったトリチウムの分離について、現在利用可能な解決策を承知していない。
- ・IAEA 調査団は、希釈前に排出基準を満足するため、ALPS 処理水が、必要に応じて更に浄化処理されることにも留意する。
- ・2つの解決策による将来的な放射線影響を推定するために使用された方法は、意思決定に用いられる目的として現時点では適切であり、国の規制機関（原子力規制庁）と議論を開始できると考える。
- ・IAEA 調査団は、日本の専門家の、公衆への放射線被ばく評価手法に関する理解水準と、UNSCEAR による十分に確立された手法を日本の特定事例に適応させる努力について、肯定的に留意する。

6 日本政府は、人の健康や海洋環境を含めた環境保護の重要性を十分認識している。日本政府は、すべての利用可能な科学的根拠に基づき、東電福島第一原発の水を処理することによる環境及び人の健康にリスクがないと結論付けられてはじめて、水を放出する。

b. 情報へのアクセスと公衆との協議について

7 日本政府は、ALPS 処理水やその取扱いの検討状況について、国際社会に透明性をもって説明してきている。具体的には、IAEA への廃炉に係る通報、IAEA を始めとする様々な国際会議における説明、政府のホームページにおける関連情報の掲載等を実施してきている。前任の特別報告者との間でも、ALPS 処理水やその他の事項に関する4度の情報提供要請（2017年6月8日、2018年8月17日、2018年9月5日、2020年6月12日）に対して日本政府は回答してきている。質問6に対する下記回答において、さらに説明する。

8 また、6年以上に亘る検討結果としての科学的知見を含む専門家・有識者による提言に基づき、日本政府は自治体・経済団体・漁業関係者等の幅広い層に対して1500回以上の説明会や意見交換を行っている。また、2020年4月～7月に実施した書面での意見募集、2020年4月以降に関係省庁の副大臣出席の下で開催された「ご意見を伺う場」等の機会を通じて、様々な形式・内容の御意見が日本政府に寄せられた。さらなる具体的事例については、質問5に対する下記回答において説明する。

9 したがって、情報開示や協議の欠如はないと考える。必要な情報提供は惜しまない。不明な点等あればいつでもお知らせいただきたい。

B 個別の質問に対する回答

<p>(1) 日本政府は、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの変更が必要だと考えているか。我々の理解では、新</p>
--

たな必要性に基づき結果的に生じる変更に関する一定程度の柔軟性が日本当局によって維持されている。

10 国連特別報告者に申し立てられているような、汚染水対策に関する目標達成に向けた支障が生じているという事実はなく、現時点において、中長期ロードマップのさらなる変更を行う予定はない。

なお、中長期ロードマップの原則3に示すとおり、「現場の状況や廃炉・汚染水対策の進捗、研究開発成果等を踏まえ、中長期ロードマップの継続的な見直しを行う」ものとしており、御指摘のとおり、その進捗や状況に応じて柔軟に改訂されうるものである。

(2) 日本政府は、2020年までに汚染水問題を効率的に解消するための目標が現時点までに達成されていると考えているか。または、ターゲット目標は修正されているか。

11 中長期ロードマップで掲げられた2020年内の目標(①達成汚染水発生量を150m³/日程度に抑制、②建屋内(1~3号機の原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却建屋を除く)滞留水の除去及び処理完了)は、現時点までに達成された。

12 サブドレンによる地下水汲み上げ、雨水浸透防止のための敷地舗装、凍土壁の凍結などの対策により、汚染水発生量は、対策前の2014年5月の一あたりあたり540 m³から、一あたり約140m³(東電によると、2020年平均⁴)まで減少している。

(3) 日本政府は、汚染水を海洋環境に放出する可能性を想定しているか。

13 日本政府は、汚染水を環境放出する可能性を想定していない。

14 現時点で、日本政府が処理水の取扱い方針を決めたという事実はない。日本政府は、環境及び人の健康と安全への影響を最大限考慮してきており、これからもそうする。また、日本政府は、国際基準に沿った規制基準を満たさない水を環境中に放出することを認めない。

(4) 日本政府は、原発事故の結果に関連する科学的なモニタリング及び所見の科学的な査読をどのような方法で可能にしているか。

15 日本政府は、総合モニタリング計画に基づき、湖沼・海洋等を含む放射性物質モニタリングを継続的に実施し、その結果を政府のホームページで一般に公表している。

⁴ <https://fpcj.jp/wp/wp-content/uploads/2021/03/4aa563f0582951dac151193d52361422.pdf>

16 また、日本政府は、学術関係者等の政府から独立した外部の有識者の方々の協力を受けながら、科学的な知見について収集整理を行ってきており、今後もそうする。

17 さらに、最新の UNSCEAR2020 年報告書は、科学的な観点から、「東電福島第一原発事故による被爆に直接起因する福島住民に対する健康上の悪影響は、記録されていない」と結論付けていることが指摘されるべきである⁵。

(5) 汚染水問題を解決するための意思決定プロセスに関係当事者である人々を関与させる目的において、日本当局が実施した具体的な活動例を提供頂きたい。過去数か月/数年の間に、何らかの調査、公聴会、オンラインフォーラムまたはその他の活動が実施/開催されたか。解決策に対する国民感情を示すデータは作成されているか。

18 ALPS 処理水の取扱いについては、日本政府はこれまで懸念を持つ人々と向き合い、入手可能な情報を直ちに共有してきている。具体的には、2013 年以降、ALPS 小委員会等において、6 年以上にわたり専門家による検討を行い、2020 年 2 月に科学的根拠と知見に基づく報告書が取りまとめられたところ。

19 報告書の取りまとめ以降、日本政府は地元自治体や農林水産業者を始め、様々な方々との数百回に及ぶ意見交換や御意見を伺う場を設けた他、書面による意見募集を約 4 ヶ月（2020 年 4 月から 7 月）にわたって行い、4,000 件を超える意見をいただいた。さらに、経済産業副大臣を座長とする「御意見を伺う場⁶」を 7 回開催し、地元関係者等、合計 29 団体の 43 名の方から意見を伺ってきた。

20 こうした機会を通じて、日本政府は幅広い方々から貴重な御意見をいただいていた。得られた御意見の多くは、ALPS 処理水の取扱いについて、特に、安全性や処分に伴い生じる風評影響への懸念に関するものである。

21 今後、こうした御懸念をしっかりと受け止め、ALPS 処理水の取扱いの決定に際してはこうした御意見を考慮する。現在、日本政府はこれまでに表明された御懸念、特に風評影響を防止するため、どのような対応が可能か慎重に検討を深めているところである。

(6) 日本政府は、太平洋への汚染水放出の影響を受ける可能性のある他の国々とのように関与させているか。海洋保護の地域文書に基づき他の国々と何らかの形で協調しているか。

⁵ 「UNSCEAR 2020 報告書：電離放射線源とその影響、リスク」ANNEX B:東電福島第一原発事故による放射線被ばくの水準と影響：UNSCEAR2013 報告書以降の関連情報（2021 年 3 月 9 日公表）（URL は、https://www.unscear.org/docs/publications/2020/UNSCEAR_2020_AnnexB_AdvanceCopy.pdf）。

⁶ https://www.meti.go.jp/english/press/2020/0330_001.html

22 日本政府は、ALPS 処理水やその取扱いの検討状況について、近隣諸国を含む国際社会に対し、透明性をもって説明してきており、これからも協調とオープンな精神をもって、近隣国との対話や意見交換を継続していく。

23 具体的には、東電福島第一原発の状況に関する在京外交団向け説明会の開催、原則毎月1回の在京外交団とIAEAへの廃炉に係る通報、IAEAを始めとする様々な国際会議における説明、関係省庁のホームページにおける関連情報提供等を実施してきている。

24 日本政府は、東京電力福島第一原発の廃止措置に係る取組について、透明性をもって、科学的根拠に基づく正確な情報の提供を続けていく。

(7) 支援を必要とする人々、特に、避難区域に指定されなかった地域、避難指示が解除された区域または帰還困難区域の区分が廃止された地域からの避難者を含む、福島事故に起因する国内避難民の支援を継続するための何らかの措置、並びに福島原発事故に関連するさらなる避難者の発生につながる状況を防ぐための何らかの措置を想定しているかどうかお示し願いたい。

25 政府は、原発事故によって影響を受けた子供を含む被害者及び避難者を支援する施策を講じてきている。

26 例えば、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」の下で、避難指示区域外からの避難者の方々への支援として、

- ・ 全国26か所の生活再建支援拠点における各種の相談対応や交流会の開催
- ・ 公営住宅の入居円滑化措置
- ・ 母子避難者に対する高速道路の無料措置

など、これまで、様々な支援策を行ってきた。

27 政府は、引き続き、福島県や関係省庁と密に連携し、避難者の方々へ寄り添った支援に取り組んでいく。

(8) 国内避難民が恒久解決を達成するための条件を提供する要件を含む国際基準に従って国内避難民の保護及び国内避難民の人権を保証するために日本政府が講じている措置をお示し願いたい。また、国内避難民との間で協議がなされたか否か、また、意思決定における国内避難民の意味のある参加を確保するためにどのような取組がなされているかお示し願いたい。

28 我が国は「国内避難に関する指導原則」の趣旨を尊重している。これまでの避難者への支援については、2018年9月5日付の情報提供要請(AL JPN 2018/6)への回答(2018年11月5日付)を参考にさせていただきたい。政府及び地方自治体においては、引き続き、避難者との協議を行い、意思決定における避難者の意味ある参加を確保していく。(了)